



平成21年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 日 阪 製 作 所
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 壽憲
コード番号 6 2 4 7
上場取引所 東証・大証 第1部
問 合 せ 先 経営管理部統括部長 小西 康司
電 話 番 号 0 6 - 6 2 0 1 - 3 5 3 2

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第80回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が、平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日に同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。併せて、その他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変更前	変更後
<u>第8条(株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	<u>(削除)</u>
<u>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> <u>1. 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	<u>第8条(単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>(以下削除)</u>

変更前	変更後
<u>第10条</u>（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	<u>第9条</u>（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<u>第11条</u>（株主名簿管理人） 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	<u>第10条</u>（株主名簿管理人） 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>（以下削除）</u>
<u>（新設）</u>	<u>付 則</u> <u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> <u>第2条</u> <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> <u>第3条</u> <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：平成21年6月26日

定款変更の効力発生日：平成21年6月26日

以 上